

自治が変わる・自治を変える

# SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館

【TEL】048-816-8866

【FAX】048-836-1113

【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/>【Eメール】[info@saitama-jichi.jp](mailto:info@saitama-jichi.jp)

## 今年度もよろしく願ひいたします—新型コロナ収束しないと

財)埼玉県地方自治研究センター 事務局長 船橋延嘉

3月27日に理事会を開催し、2020年度事業計画と予算を決定しました。事業計画も予算も例年と大きな違いはありません。(事業計画については次ページから掲載)

例年との大きな違いは現在新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「緊急事態宣言」(4月7日)が出されており埼玉県もその対象県になっていることです。(宣言は16日に全都道府県を対象を拡大)そのため外出の自粛だけでなく様々な業種への休業要請がされています。公的施設の利用も制限されていることから公開セミナーなどを開催することも事実上不可能になっています。

実は、昨年9月厚生労働省によって公的病院の再編が企図され(昨年11月通信で既報)、多くの自治体から反発を受けて厚労省の通知が数カ月遅れたことは御承知のことと思います。埼玉県は人口比の医師数が全国最低であることから再編や病床数の減少には慎重ですが、通知を無視することも難しくすでに県内の医療圏ごとの話し合いは始められていました。そこで県の担当者から「埼玉の医療の現状と公的病院の再編問題」と題する公開セミナーを5月頃企画するところだったのですが、現状のようになり開催が難しいだけでなく、コロナ対策で関係各所が疲弊しておりそれどころではなくなっています。(各市町村も職場を分散しての勤務や交代勤務などを取り入れています。)

この原稿を書いている17日現在、県内の感染者も増加の一途であり、そもそも感染症病床が75床しかなく県が努力して対応病床を増床していますが、陽性となったにもかかわらず入院がなかなか自宅待機となっていることが報道されています。

緊急事態宣言で求められている外出の自粛だけでは拡大を防ぐことは無理で、クラスターが起きるのを防ぐために遊興施設や集団感染が起きやすい施設の休業が要請されました。「休業要請と補償はセット」という声に国が否定的なため、まず東京都が「協力金」を出すことを決めました。全国知事会は宣言のされた翌8日「緊急事態宣言を受けての緊急提言」を出しました。提言の中で「中止・休みに伴う営業損失について補償するなど、主催者や事業者が安心して要請に協力いただけるよう、強力かつ実効性のある対策を講じる」ことを求めています。それでも政府の「出さない」姿勢はかたくななため、福岡市が家賃補助、神奈川県が30万円までなど独自の判断で補償を打ち出しています。

政府は休業などにより収入減となった家庭に世帯ごと30万円とか、個人に10万円給付などの案が出ています。この時点では諸外国と比較しても大変遅れた議論ですし、自治体関係者からは自己申告といわれている30万円給付の申請受付が市町村窓口となったら市町村の事務はパンクしてしまうという声があります。(16日に30万円給付はなくなり国民1人10万円方針に変更・課題は同じ。)

このことは真剣に議論しなければなりません。それでもなくとも県でいえば保健所を中心に相当疲弊していますし、市町村は保健所、保育現場、学童保育、小・中学校と市民と向き合いぎりぎりの対応をしています。突然の学校休業では子供たちをどうするかだけでなく、それに伴う卒業式の在り方、

学校給食の食材納入者との関係、非正規が多い給食現場で働く労働者の問題など、結局は要請した政府ではなく自治体に現場対応が押し付けられました。協力金への対応を見ても住民に最も身近な自治体から始まるということです。これは医療費や学校給食の無償化でも同じでした。日常を守る施策は自治体から始まっていくわけです。

2月議会ではかなり多くの議会で一般質問が中止されました。最近ではある市議会が「コロナ対策の現状」を議論するために臨時議会を予定したところ、市当局から「コロナ対策で手いっぱいに対応が難しい」とのことで開催が断念されたという話を聞きました。当局の現状もわかりますが、それでよいのでしょうか。議会は二元性のある自治体の一方の住民の代表者です。市民はこのウィルスに対処するため大変な努力をしていると同時に様々な不安を抱えています。この不安は当局のところだけでなく議員のところにも寄せられています。当局の持っている情報を的確に議会に伝え、また個々の議員が持っている情報を集約して行政対応に生かしていくことが求められています。このような時期こそ定例会以外にも定期的に情報交換する機会（適切な感染防止の上）を設けるべきだと考えます。

安倍政権の発信は紋切り型で、変に自身があつて、自分たちは何でも分かっているし、何でもできると思っているようですが、国民がそうは思っていないことが直近の世論調査でも明らかになっています。やはり市民にとって頼りになるし、身近なのは自治体なのです。このことをしっかりと確認しながら自治体関係者、市民、そして民間でも様々な人たちが社会を持続させるために頑張っていますので、これらの人々が一緒になってこの難局を乗り越えられるよう努力していきたいものです。

## 2020年度 公益財団法人埼玉県地方自治研究センター事業計画

埼玉県地方自治研究センターは、公益財団法人として新たにスタートして9年を経過しました。この間、埼玉県内の地方自治の発展をめざして、調査研究に取り組んできました。国・地方の財政は借金財政が続いています。社会的な問題となっていた非正規公務員が新たな会計年度任用職員制度となりましたが、不十分な一歩となる中で自治体の役割はますます増大しており自治研活動の役割は重くなっています。埼玉県地方自治研究センターは、今年度も引き続き地方分権と住民自治の原点に立ち、市民が豊かで安心して暮らせる地域社会をつくるため、調査・研究に取り組んでまいります。

### I 機関運営会議

1. 理事会を年2回以上開催し、事業計画及び予算を決定し、事業をすすめます。
2. 評議員会を年1回以上開催し、前年度事業を報告し、決算の承認を受けます。

### II 公益目的事業

1. 調査研究事業【定款第5条（1）に定める事業】

地方分権と住民自治の確立をめざし、研究者

や自治体関係者、市民と連携して、財政・福祉・医療・まちづくりなど地域に根ざした研究活動をすすめます。

#### (1) 研究プロジェクトについて

##### ①公契約条例・公共サービス基本条例プロジェクト

昨年に引き続き、プロジェクトとして活動をすすめます。公契約条例は、全国的には少しずつ動きが加速しつつあります。各地の条例や制定過程の情報を収集・整理し、県内の取組みに活かすよう、情報提供していきます。県内では草加市・越谷市の2市にとどまっており、その後の動きは鈍くなっています。他の自治体に波及させるようセンターとしても取り組みを強めます。

##### ②財政分析プロジェクト

今年度改めて財政分析ソフトなどを活用して各市町村で取り組むためのプロジェクトを設置します。

##### ③その他

必要に応じてプロジェクトを設置します。

#### (2) 自治体調査について

最低1回の自治体調査に取り組みます。コロナウィルスの感染が広まっており、自治体の対

応が問われています。医療をテーマに具体的に計画を立てて実施します。結果をホームページに公表する他、報道機関に情報提供していきます。

### (3) 研究会等への参加

①全国の地方自治研究センター・研究所との連携、共同研究を行います。

②地方自治総合研究所をはじめ全国各地で地方自治に関する調査・研究活動を行っている自治研センター・研究所との情報交換・交流を行います。

③全国自治研修会が10月に開催されるので参加するほか、地方自治総合研究所や自治労が主宰するセミナーなどに参加します。市民が中心となる調査・研究活動に参加します。

(4) 資料収集【定款第5条(2)に定める事業】

①県内市町村をはじめ関係機関から地方自治に関する資料・参考文献の収集と整理を行い、県民に提供します。

②県内市町村の予算・決算等のデータを収集・整理し、財政状況を公表します。

## 2. 啓発活動【定款第5条(3)に定める事業】

### (1) 公開セミナーの開催

市民や自治体職員などに広く参加を呼びかけ、公開セミナー開催します。テーマは、市民や自治体職員が関心を持ち、時宜に適したものとし3ヶ月に1回の開催をめざします。

### (2) 議員交流会

自治体が抱える課題について、自治体議員の意見交換や交流を行います。

### (3) 講師紹介

依頼に応じて、講師を紹介します。

### (4) 職場自治研の推進

自治労埼玉県本部と共催で「埼玉自治研集会」を開催するなど、自治体職場における自治研活動を支援します。

### (5) 地域自治研の推進

地域の自治研活動として「埼玉西部地区地方自治研究会」「久喜地方自治研究会」がありますが、他の地区も自治研を立ち上げられるよう

支援します。引き続き地域における自治研活動推進のための援助をします。

## 1. 広報活動【定款5条(4)に定める事業】

(1) 調査研究の成果を、「SAITAMA自治研通信」(毎月発行)や機関誌『埼玉自治研』(年2回発行)に発表します。また、ホームページで公表し、広く県民に提供します。

## 2. その他の活動【定款第5条(5)に定める事業】

(1) 自治労埼玉県本部と連携した自治研運動に取り組みます。

(2) ホームページを充実します

センターの基本情報のほか、公開セミナーや自治体調査結果、新着図書情報などを掲載し、情報発信のツールとして充実させていきます。

<http://www1.ubc.ne.jp/~saitama-jichi/>

## III 賛助会員の拡大

個人会員、団体会員の拡大に取り組みます。

## 国税 森林環境税・森林環境譲与税の現実

今回同封した資料の片面は3月31日の毎日新聞の記事ですが、3月に発行した『埼玉自治研No.55』の特集2「森林経営管理法と国税森林環境税、森林環境譲与税」に関する後追い記事のようになっています。冊子と合わせてぜひお読みください。

特集の講演の中で講師の園田茂樹氏はこの法律・税について「おかしい法律」と言っています。おかしい理由はまずその目的が当初予定されていたものとは相当ずれているからです。当初は新聞記事の方にも書かれていますが、間伐などして森林を適切に管理し森林を守り、地球温暖化を防止するとともに、水源などを守る環境政策でした。そこに林業を成長産業にという成長戦略が入り込んだために、よくわからないものになったということです。

加えて譲与税の配分基準に人口を加えたために、埼玉でいえば森林が4785haある小鹿野町に譲与税が523万円で森林は13haのさいたま市が2426万という矛盾が生じているのです。(No.55の53・54P参照)

そして、その使い道の記事が新聞記事のようになるわけです。使い道が決められず基金にしてい

る市町村も多いのですが、今年は昨年度の倍額が譲与されることになっていますので、議会の中の議論や注視が必要です。

### 避難の在り方・自己責任論を排して

昨年の台風19号の教訓がそれぞれの自治体の11月・2月議会で議論されています。初めて広域避難を指示した加須市や近隣の久喜市でも議論になりました。

自治日報（3月13日）の室崎教授の論は参考になりますので是非お読みください。結論は「おわりに」の4行でしょう。

自治体は市民の安全・いのちを最優先にした施策をとることが求められています。「あの人は逃げなかったから」「指定避難場所にこなかったから」というような自己責任論を唱えても、のがれられない責任があるのです。

よく市民の間で聞こえるのは「防災無線が聞こえない」という声があります。確かに激しい風雨の中、締め切った家の中ではなかなか聞こえません。避難指示の伝達に防災ラジオやスマホへのエリアメールの活用などが検討されるべきでしょう。その上でできるだけ早い非難の呼びかけが必要です。「結局大丈夫だったのに騒ぎすぎなんだよ」という非難を恐れて指示が遅れると命が守れないことになります。

また、避難が困難な市民への配慮（家まで迎えに行く方策を考える）が求められますし、広域避難の際は現実にあったように個人で逃げると渋滞を起こすことがあるので、一定箇所を一時避難してバスなどを準備して非難することも必要でしょう。

行政がすべてをできるわけでないことは明らかです。しかし、さまざまな手当てをすることで住民の命を守ることを最優先にする、そうしたうえで個人の自覚も促していくということが重要です。避難所の運営などについても阪神大震災・東日本大震災以来の経験知が蓄えられているので、平常時にこそ避難所の在り方やハザードマップの見直し、そして避難警告や支持をどの時点で行ったら十分な避難時間が取れるかなどを検討しておく必要があります。

### 議会人の自覚と覚悟が問う記事を読んで

次の自治日報の記事（3月6日）は、元鳥取県知事の片山氏の東京都議会への苦言です。議員の皆さんはぜひお読みください。

内容は東京独自の固定資産税・都市計画税の軽減措置をどのように決めるかに関したもので、都議会にその権限があるにもかかわらず、当局に対して軽減税率継続を求める決議をしたのは、議会の権限を自覚していないのではないかとこの文章は述べています。

議会と首長を頂点とする行政当局の関係は昔から議論になるところです。議会は当局を監視する牽制組織であるといい方があります。当然その役割はあるわけですが、自治体における立法権を有している側面が忘れられています。

近年は自治体議員も積極的に立法を進めるようになっており、以前報告した鴻巣市の市民の命と心を守る自殺対策条例（埼玉自治研No.43）や議会基本条例などは議員提案で成立しています。

しかし、税条例や介護保険、国民健康保険税に関する条例などはほとんどが当局提案でしょう。毎年改正される税法をはじめとした法律を基礎にしていて、それを市町村に即して条例化する場合には議員提案などは難しいものです。自治体当局が圧倒的な情報を有しており、改正条例案なども示されてくることから当局も「国の法律が改正されたので」と説明することも多いと思います。そこで納得してしまって、当局提案の条例案にあまり質問をしない傾向も見られます。特に首長与党からの質問は極端に少ないのが現実です。

自治体議員の場合、秘書を置いていることはほとんどないし、周囲に政策集団はない場合が普通ですし、国会のように議員の政策活動のための事務局はありません。

しかし、都議会の決議のような勘違いは、自らの権限をないがしろにするもので、あってはならないのではないのでしょうか。せめて当たり前のような当局提案にもしっかり質問、提言していく姿勢が求められます。